

(所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

条約第三条1(1)に関し、「公認の年金基金」には、次の(a)及び(b)に規定するもの並びに条約の署名の日の後に成立した法令に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a) コロンビアについては、

(i) 法律第百号（千九百九十三年）及びこれを修正し、又は代替する規定によって規制され、コロンビア金融監督庁の監督を受ける年金退職金基金管理者によって管理され、又は運用され、かつ、政令第

二千五百五十五号（二十年）第二部に規定する規則の適用を受ける義務的年金基金

(ii) 金融システム組織法第五部第六章において規制され、かつ、コロンビア金融監督庁の監督を受ける団体によって管理される任意的年金基金

(b) 日本国については、次に掲げる法令の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度として設立される年金基金

(i) 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）

(ii) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）

(iii) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

(iv) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）

(v) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vi) 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）

(vii) 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）

(viii) 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

- (ix) 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）
- (x) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
- (xi) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- (xii) 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）
- (xiii) 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

本大臣は、前記の了解がコロンビア共和国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の取極を構成するものとみなし、その取極が条約の効力発生の際に効力を生ずるものとする
ことを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十八年十二月十九日に東京で

日本国外務大臣 河野太郎

コロンビア共和国外務大臣

カルロス・ホルメス・トゥルヒーゴ閣下

(コロンビア側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、コロンビア共和国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の取極を構成するものとみなし、その取極が条約の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十八年十二月十九日に東京で

コロンビア共和国外務大臣

カルロス・ホルメス・トゥルヒーゴ

日本国外務大臣 河野太郎閣下